

人材紹介契約書

〇〇株式会社と（以下「甲」という）と、株式会社オフィスバンク（以下「乙」という）は、以下の人材紹介業務について下記の通り契約を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が乙に対し、甲の必要とする人材に係る紹介を依頼し、乙はこの依頼に応じて必要な人材を紹介することを目的とする。

第2条（紹介の内容）

甲は前条の紹介を依頼するにあたり、その依頼する人材の求人条件、労働条件（職業安定法第5条の3第2項（平成11年労働省告知第141号の指針にも留意すること）に定める事項を含む。）を乙に書面により明示するものとする。

第3条（選考・採用）

甲は乙が第1条により紹介した人材（以下、丙とする）について、自ら選考の上、適当と認めた場合には、あらかじめ乙に示した求人条件等に基づき採用を決定する。この場合、乙は甲に必要な助言を行う等、甲の選考・採用が円滑に行われるよう努めるものとする。

第4条（労働条件の明示と確認）

甲は、丙の採用を決定した場合には、丙が入社するにあたって労働基準法第15条に基づく労働条件明示書の写しを交付するものとする。この場合、乙は丙に同明示書を交付し、その内容を確認する。尚、甲及び丙との間で別途雇用契約を締結するものとする。

第5条（紹介手数料と支払い）

甲は、丙が甲からの内定を承諾した場合、その旨を直ちに乙に通知するものとする。甲は、乙が行った人材紹介業務に対する報酬として下記の金額を乙の請求に基づき支払う。（以下この報酬を「紹介手数料」という）

- 1 紹介手数料：新卒1名につき75万円（税別）
- 2 支払日：丙が内定承諾書を甲に提出した月に、乙より請求し、翌月末日限り紹介手数料及び消費税相当額を乙の指定する銀行口座に一括して振込んで支払うものとする。この際の振込手数料は甲が負担するものとする。

第6条（直接接触の禁止）

甲と丙とが乙を介さずに労働契約を締結した場合、甲は前条と同額の紹介手数料を乙に支払わなければならない。ただし、当該労働契約の締結が、乙の紹介の日から1年を経過した後である場合はこの限りでない。

第7条（紹介手数料の返金）

- 1 丙が、内定承諾後に自己都合により内定辞退した場合、または次項に定める内容により内定の取り消しがあった場合、第5条の定めにより受け取った紹介手数料を、内定辞退または取り消しがあった日が属する月の翌月末日までに甲の指定する金融機関口座に振り込むものとする。
 - （1）丙が卒業を予定している年度に卒業ができなかったとき
 - （2）採用にあたり乙または丙が提出した書類に虚偽があったとき
 - （3）丙が病気や事故により甲における就労に耐えられないとき

(4) 丙が刑事事件で有罪の判決を受けたとき

2 丙が内定承諾後、専ら甲の事由による内定取り消しなどによって入社に至らなかった場合、甲の乙に対する第5条の紹介手数料支払い債務は消滅せず、既に支払い済みであった場合にも返金されないものとする。

第8条 (労働条件明示書の交付)

甲は、丙と雇用契約を締結するに当たっては、あらためて別紙の労働条件明示書を丙に明示・交付するものとする。

第9条 (機密の保持)

甲又は乙が本契約を履行するにあたり知り得た相手方の業務に関する秘密事項（「秘密事項」には契約締結段階の秘密事項を含むものとする）は、この契約の有効期間内はもちろん契約期間終了後も第三者に漏らしてはならない。甲又は乙がこれに違反したことにより相手方が損害を被った場合には、相手方に対し全損害を賠償しなければならない。なお、本条の規定は本契約の終了後といえども有効とする。

第10条 (個人情報の取り扱い)

甲は、乙より提供された紹介者(採用に至らなかった者も含む)の個人情報を厳重に管理し、採用選考の目的の範囲に限り利用するものとし、乙の書面による了解なく本契約中及び本契約終了後も第三者に開示又は漏洩してはならず、利用目的が終了した場合には同個人情報を破棄するものとする。

第11条 (契約解除)

甲又は乙は、相手方が次の各号の一つに該当した時は、何らかの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 本契約に違反したとき
- (2) 仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立てを受けたとき
- (3) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続申立てを受けたときまたは自ら申立をしたとき
- (4) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれに準じる者またはその構成員であることが判明したとき

第12条 (損害賠償)

甲及び乙は、本契約に関連して相手方に損害を与えた場合、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償するものとする。

第13条 (反社会的勢力の排除)

- 1 甲又は乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。
 - ① 自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、及び、過去（個人の場合は過去5年以内）に反社会的勢力でなかったこと。
 - ② 自己の役員及び従業員が反社会的勢力でないこと。
 - ③ 自己への出資者、株主、その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力でないこと。
 - ④ 直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと。

- ⑤反社会的勢力に対して賃金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。
- ⑥反社会的勢力を利用しないこと。
- 2 甲又は乙は、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証する。
 - ①相手方又は第三者に対する「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号に定める暴力的要求行為
 - ②相手方又は第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③相手方に対し、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ④偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - ⑤前各号に準ずる行為
- 3 甲又は乙は、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を相手方に報告し、相手方の捜査機関への通報及び相手方の報告に必要な協力を行うものとする。
- 4 甲又は乙は、相手方に本条第1項及び第2項の規定に違反している事実が発覚(報道されたことを含みます。)したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、本契約その他甲・乙間で締結したすべての契約の全部又は一部を解除することができるものとする。なお、本項による解除が行われた場合であっても、解除された当事者は相手方に対し、何らの請求、主張、異議申立ても行わないものとし、かつ、解除した当事者は、本項による解除によっても、相手方に対する損害賠償請求は妨げられないものとする。

第14条（有効期間）

この契約書の有効期間は、契約締結日より1年間とする。なお、有効期間満了1カ月前に甲、乙異議のないときは、さらに同一条件で同一期間自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

第15条（契約終了後の対応）

- 1 甲又は乙は、前条またはその他の事情により契約が終了した場合、お互いの債権債務を確定し、速やかに精算対応するものとする。
- 2 契約終了後においても、第4条（労働条件の明示と確認）、第5条（紹介手数料と支払い）、第6条（直接接触の禁止）、第7条（紹介手数料の返金）、第9条（機密の保持）、第10条（個人情報の取り扱い）、第16条（準拠法）及び第17条（合意管轄）の条項は引き続き有効に存続するものとする。

第16条（準拠法）

本契約書は、日本国の法律が適用されるものとする。

第17条（合意管轄）

本契約に関する甲乙間の一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合には甲乙双方は互いに誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通保有する。

年 月 日

甲：

乙：東京都渋谷区渋谷3-8-12
渋谷第一生命ビルディング5階
株式会社オフィスバンク
代表取締役 森村 泰明